



# 舟形町空き家除却補助制度について

山形県舟形町地域整備課

## 補助事業の内容

舟形町では、管理不全の状態にある空き家等による町民への生命、財産等に対する危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、また、町内の若者の定住支援及び町外からの移住促進を図るため、空家の除却（解体）工事を実施する場合、除却（解体）工事に係る費用の一部を補助します。

補助額	住 宅	上限100万円（解体費用の2分の1）
	住宅以外の 付属建物	上限30万円（解体費用の2分の1）

※1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた補助金額です。

例) 501,543円→501,000円

※補助金の交付は、住宅と付属建物それぞれ1回に限ります。

※解体工事は、舟形町内の業者に発注してください。

## 対象となる空き家

次の要件すべてに該当することが必要です。

- ① 舟形町内にある危険空き家等
- ② 建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- ③ 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの  
(ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りではありません。)

## 申込みができる方

町税等及び町公共料金の滞納等がなく、次のいずれかに該当する方

- ① 対象とする空き家等の登記事項証明書（未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳）に所有者として記載されている方（法人及び団体は対象外となります。）
- ② ①に規定する方の法定相続人
- ③ ①に規定する方から当該建築物の除却についての同意を得た方

## 補助対象となる経費

- ① 解体工事の工事費
- ② 解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- ③ 周辺への安全を確保する上で、解体工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費
- ④ ③に係る諸経費

## 補助対象とならない工事・経費

- ① 補助金の交付の決定を受ける前に着手した工事  
(管理不全空き家等の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。)
- ② 他の制度等による除却に係る補助金の交付を受けようとする工事
- ③ 空き家等の一部を解体する工事
- ④ 建替えを目的とした工事  
(申請時に満45歳以下である町内の若者や移住希望者が空き家を取得し、解体して新築する場合を除く。)
- ⑤ 空き家等の建物内及び敷地内の動産の処分費

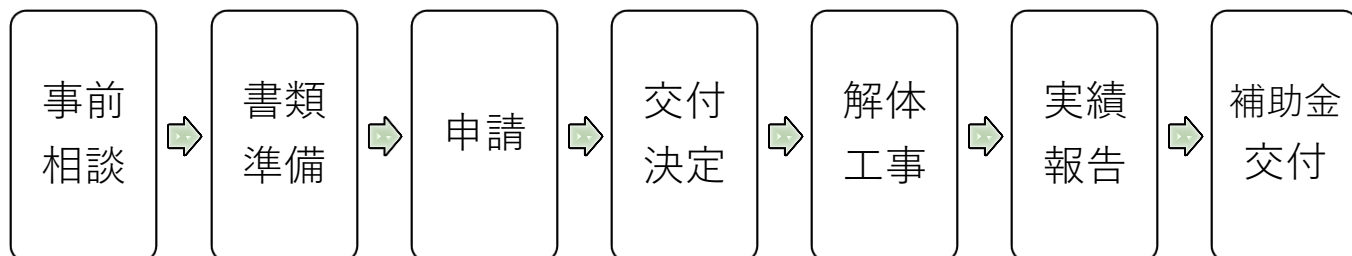
## 申込み方法等について

必要な書類や要件等がありますので、まずは地域整備課建設企画係までご相談ください。

▼問い合わせ／舟形町役場 地域整備課 建設企画係

☎ 0233-32-0915 FAX0233-32-2117

【相談から補助金交付までの流れについて】



**舟形町**

縄文の女神と若鮎の里  
Funagata Town

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形263

☎ 0233-32-0915 (直通) FAX0233-32-2117